

区長が認める小規模廃棄物焼却炉に関する指導指針（足立区）

2003年4月1日

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第62条（以下「規則」という。）第1項第1号及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、特別区が処理する事務の範囲等を定める規則第2条の表八の項ホにより規定する区長が認める廃棄物焼却炉とは、次に掲げるものとする。

また、区長による確認に関する書式等は次に掲げるものとする。

1 構造基準

次の構造基準を満たすこと。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風がおこなわれるものであること。
- (3) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）
- (4) 燃焼中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

2 排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量の測定

次により排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量が規則別表16の基準に適合していることが確認されたものであること。

- (1) 排出ガス中のダイオキシン類及びばいじん量の測定は、使用焼却炉ごとに、通常焼却されるものと同様の廃棄物を焼却しておこなう。
- (2) (1)が困難な場合には、同一機種種の焼却炉について、仕様書、説明書

パンフレット等で示される焼却対象物その他使用者が焼却する可能性のある廃棄物を焼却した条件での測定をもって代えることができ、計量証明許可を受けた事業者の発行する計量証明書を提示すること。なお、この場合は燃焼によりダイオキシン類を発生するプラスチック製品を0.5%（重量比）以上含む廃棄物の焼却を測定条件として含むこと。

（3）焼却炉の破損、消耗、苦情の申立て等により規則別表16の基準の遵守が疑われる時は、その都度測定をおこなうこと。

（4）通常と異なる廃棄物を焼却する場合は、その都度測定をおこなうこと。

3 区長の確認

規則で定める確認は、別紙「確認申請書」に基づきおこなう。申請書には測定条件等を付記し、正副2部提出し副本は返却する。申請者は副本を焼却炉の使用期間中保存しておくこと。上記2 - （3）に該当する場合はその都度確認申請すること。